

令和5年4月19日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、YuKo フィットネスジム (以下「YuKo ジム」という) 所属ボクサーである大内博貴 (ライセンスNo.50056) 選手を令和 5 年 4 月 8 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： YuKo ジム大内博貴選手は、令和 5 年 4 月 8 日の試合の前日計量会場に連絡もなく現れなかった

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は大内博貴選手を令和 5 年 4 月 8 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 1 号に基づき、YuKo ジムのクラブオーナーである北島元 (ライセンスNo.23869) 氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、北島元氏が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション